



平成22年5月13日

各位

会社名 株式会社 妙 徳
代表者名 代表取締役社長 中森 俊雄
(JASDAQ・コード6265)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役 吉田 清輝
電話 03-3759-1491

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月13日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成22年6月23日開催予定の第59期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社の事業年度は、「毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。」と定款に定められておりますが、当社の連結子会社はすべて海外に所在し毎年1月1日から12月31日までの期間を事業年度としているため、四半期ごとの当社グループの連結決算を行う際には、子会社決算数値については3ヶ月前の数値によっており、また、この差異期間内の重要な取引については必要な調整を行っております。

四半期連結決算を重視する観点から、当社グループ会社の決算期を同一にすることにより、上記の3ヶ月間の期間差異の解消とこれによる連結決算作業の効率化を目的として、当社の事業年度を海外子会社と同一の1月1日から12月31日までの事業年度とするため、現行定款について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙「定款一部変更新旧対照表」のとおりです。

3. 日程

取締役会決議 平成22年5月13日

株主総会開催日 平成22年6月23日

以上

別紙

定款一部変更の内容は以下のとおりであります。

定款一部変更新旧対照表

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第13条 当社は、毎年 <u>3</u> 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。	(基準日) 第13条 当社は、毎年 <u>12</u> 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。
(株主総会の招集) 第14条 定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。	(株主総会の招集) 第14条 定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
(事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から <u>翌年3</u> 月31日までの1年とする。	(事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31日までの1年とする。
(剰余金の配当) 第47条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。	(剰余金の配当) 第47条 当社の剰余金の配当は、毎年 <u>12</u> 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。
(中間配当) 第48条 当社は、取締役会の決議により毎年 <u>9</u> 月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という)を行うことができる。	(中間配当) 第48条 当社は、取締役会の決議により毎年 <u>6</u> 月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という)を行うことができる。
(新 設)	(附 則) <u>第1条 第46条(事業年度)の規定にかかわらず、平成22年4月1日から始まる第60期事業年度は、平成22年4月1日から平成22年12月31日までとする。</u> <u>第2条 第48条(中間配当)の規定は、第60期事業年度については、同条中「毎年6月30</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>日」とあるのは「毎年9月30日」とする。</u> <u>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年12</u> <u>月31日まで有効とし、平成23年1月1日をも</u> <u>ってこれらを削除する。</u>

以 上